

学校いじめ防止基本方針

荒尾市立荒尾第三中学校

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されない行為である。しかし、心身の発達が十分に遂げられていない生徒にとっては、その成長過程において、何らかの理由により、どの生徒もが被害者にも加害者にもなる可能性がある。

これらの基本的な考え方をもとに、いじめの未然防止と撲滅を目指し、教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。学校はまずもって、生徒が教職員や仲間との信頼関係の中で、安心して安全に生活できる場でなくてはならない。だからこそ、生徒一人一人が大切にされているという実感を持てるよう、お互いに認め合い支え合える人間関係づくりと集団の一員としての自覚と自信を持つことができる学校づくり、生徒一人一人の自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めていかなければならない。

<いじめの定義>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）

◇いじめの定義解釈の一部変更 改訂後（令和2年3月）

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 いじめ防止・いじめ問題に関する組織

「いじめ対策委員会」を設置し、組織として対応する。

★ 構成員＝校長・教頭・情報集約担当者（主幹教諭）・生徒指導主事・各学年生徒指導担当・養護教諭・特別支援教育コーディネーター

(1) 「いじめ策委員会」の役割

ア 本校の「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

・学校におけるいじめ防止対策の取組について検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」を周知し、教職員の共通理解を図る。
・教育相談の事前アンケートや教育相談の結果を集約して分析と対策を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

・学校だよりやホームページ等を通じて、いじめ防止の取組状況や学校評価の結果等を発信する。

エ いじめに対する措置

・正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ適切に対応する。また、必要に応じて外部の専門家や関係機関と連携して対応する。

- ・問題が解消したと判断した場合にも、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導と支援を行う。

(2)「情報集約担当者」の役割と使命

「情報集約担当者」は、いじめに関する情報を集約し、正確な事実の把握に努める。教職員がいじめに関する情報を抱え込むことのないよう、教職員個人の判断ではなく、「組織」で対応するよう連絡・調整を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、励まし合い、支持的風土が醸成されるような学級づくりに努める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がインターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、情報機器を通したいじめの加害者・被害者にならないよう継続的に指導する。
- オ バランスのよい心と体の成長を図るために、各学年の実態に応じた保健指導を行う。

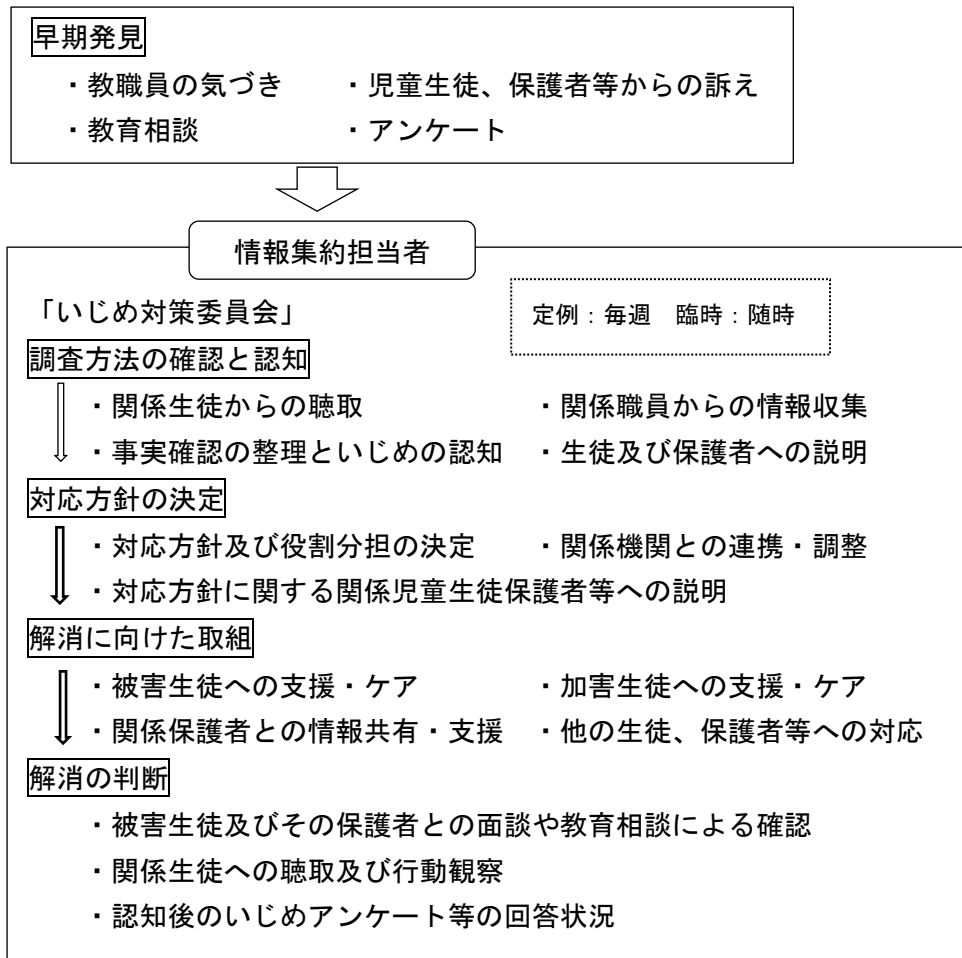
(2) いじめの早期発見

- ア 日常的な観察や日記等を通して、生徒の変化やサインを見逃さないように努める。
- イ 年3回の「マジックキーチェック」や年2回の教育相談を実施し、生徒のつぶやきや訴え等に丁寧かつ適切に対応するように努める。
- ウ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめを発見したり通報を受けたりしたら、早急に情報集約担当者に報告する。校長は「いじめ対策委員会」を開き、今後の組織的な対応について具体的な手立てや役割分担について協議する。また、荒尾市教育委員会へも連絡する。
- イ 被害生徒を絶対に守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行う。
- エ 全教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや心の教室相談員・警察署・児童相談所等の関係機関との連携のもとで対応を行う。
- オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりに取り組む。
- カ 被害生徒および加害生徒について、指導後の経過観察を継続し、面談等によっていじめが解消されたかどうかを確認する。

(4) いじめ解決までの流れ



4 重大事態への対応

- (1) いじめが「重大事態」だと判断された場合は、速やかに荒尾市教育委員会に報告し、その後の対応については教育委員会からの判断を仰ぎながら対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校問題対策委員会」を開き、事案に応じて適切な専門家等を加えて対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒や保護者に対して情報を適切に提供する。

5 学校の取組に対する検証と見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクルによりチェックし、実効性のある取組になるよう必要に応じて見直しを行う。
- (2) いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し、「いじめ・不登校対策委員会」で、いじめに関する取組の評価と検証を行う。